

市県民税申告相談日

受付時間 8時～16時 相談開始時間 9時

と き	ところ	受付区域(行政区域町内別)
3/5 (水)	中	御成町1丁目1～4区、御成町2丁目、御成町3丁目、御成町市営住宅、清水町住宅、雇用促進住宅、たつみ町、緑ヶ丘、中道、栄町、清水町、東成町
6 (木)		昭和町、神明町、南神明町、東新、田町、南たつみ町、根下戸、舟場、小館花、南ヶ丘、天神緑町、天神町
7 (金)	央	大正町、御坂、新富町、寺町、大町全区、常盤木町、仲見世、中道1区、長倉町、愛宕町、古川町、大下町、鉄砲場、曙町、水門町
10 (月)	公	末広町、弁天町、旭ヶ丘、川原町、新町、中町、馬喰町、御成町4丁目、御成町5丁目、通町、独鈷町(市営水門前住宅含む)、新地、南町、田代町全区
11 (火)	民	桂城、金坂、赤館、部垂町、根下戸新町、桜町、相染町、向町、一心町、谷地町、泉町、東町、市営住宅(新町・中町・向町)、東有浦町
12 (水)	館	美園町、北神明町、住吉町、小館町、片山全区、片山市営住宅、片山町3丁目、餅田団地
13 (木)		中神明町、豊町、城西町、清水南町、柄沢、有浦1丁目
14 (金)		東台1丁目～7丁目、字東台、有浦2丁目～6丁目
15(土) 16(日) 17(月)		まだ申告がお済みでないかた

指定日に都合のつかないかたは、別の日の申告相談日をご利用ください。15日～17日は込み合うことが予想されますので、早めにお済ませください。 問 税務課市民税係 ☎49-3111(内線232・233・216)

土地や家屋を お持ちのかたへ

固定資産課税台帳縦覧制度が変わります

問 税務課 ☎49

3111(内線231)

平成15年度から「土地価格等・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧して、市内にある他の資産の評価額と、ご自分の資産の評価額とを比較することにより、ご自分の土地、家屋の評価額の適正さを確認できます。

また、今まで縦覧していた固定資産課税台帳については、閲覧制度となりました。4月1日以降縦覧できるかた

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧できるかた
 税義務者または、委任状を持参した代理人
 縦覧者本人の印鑑、または運転免許証など本人と確認できるものをこ持参ください。
 (代理人は委任状も必要です)
 縦覧期間
 4月1日(火)～6月2日(月) 9時～17時
 土・日曜日、祝日を除きます。
 縦覧帳簿の内容
 土地
 所在、地番、台帳地目、評価地目、地積、価格
 家屋
 所在、地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格
 土地の納税者は土地のみ、家屋の納税者は家屋のみ、両方の資産の納税者は土地・家屋両方の縦覧帳簿の縦覧ができます。
 評価額に不服がある場合
 縦覧帳簿に登録された評価額に不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日から60日以内に、文書で固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

固定資産課税台帳の縦覧
 今までの台帳縦覧としていた制度です。

14年度まで
自分の資産の確認

固定資産課税台帳縦覧制度

15年4月から
他の資産と比較できる

土地価格等
家屋価格等
縦覧帳簿の縦覧

今までの縦覧同様
固定資産課税台帳の
縦覧

縦覧のできるかた
 固定資産税(土地及び家屋)の納税者または、委任状を持参した代理人
 借地人は借りている土地、借家人は借りている家屋及びその敷地の縦覧ができます。
 持ち物
 縦覧者本人の印鑑、または運転免許証など本人と確認できるもの。代理人の場合は委任状、借地人・借家人は賃借契約書の写しも必要です。
 縦覧期間
 4月1日(火)以降 9時～17時
 土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。